

看護職の資格をお持ちの皆さん、離職時は届出をお願いします！

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」により、看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の資格をお持ちで就業していない方は届け出る義務があります。転居や出産・育児などにより離職した方は埼玉県ナースセンターへ届出をお願いします。

また、埼玉県ナースセンターでは、求人情報紹介や技術講習会の開催など再就業に向けたさまざまな支援を無料で受けられます。詳しくは下記までお問合せください。

埼玉県ナースセンター 電話 048-620-7337

(1) 届出制度「とどけるん」

- ・看護師等の人材確保の促進に関する法律（通称：看護人材確保法）第16条の3にて定められている制度
- ・保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）が離職など以下の状況となった際に届け出ることが義務化されている。（努力義務）
 - ①病院等（病院、診療所、助産所、介護施設など医療業務に携わる施設）を離職
 - ②看護職員の業に従事しなくなった（例：養成所教員、保健所など行政施設での勤務）
 - ③各資格の免許取得後、直ちに看護職員の業に従事しない
- ・届出方法については、WEBサイト「とどけるん」での登録もしくは埼玉県ナースセンターに届出票を郵送

（「とどけるん」HP：<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>）



（届出票（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000193873.pdf>）

(2) 無料職業紹介事業「ナースセンター」

- ・看護職員の免許保有者を対象に、県内の医療機関などへの就業を支援する事業
- ・無料の職業紹介のほかに、復職に向けた技術講習会などのスキル向上や復職に向けた相談対応などで就業に向けて専門の相談員が丁寧に支援を実施。
- ・利用登録については、WEBでの登録もしくは埼玉県ナースセンターにて電話・来所受付

(3) 埼玉県ナースセンター（平日9：00～16：00）

住 所：埼玉県さいたま市西大宮3丁目3番地

T E L：048-620-7337

U R L：https://www.nurse-saitama.jp/employment_free/